

行政手続オンライン申請システム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、公募型プロポーザルに関する各種手続き、要件及び選定等の内容について必要な事項を定める。

2 目的

本業務は、デジタル化による持続可能な行政サービスの実現を図るため、行政手続のオンライン申請システムを構築することにより、住民が自宅やスマートフォン等から24時間いつでも申請可能な仕組みを構築し、住民の利便性向上、行政事務の効率化およびペーパーレス化を推進することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

行政手続オンライン申請システム構築業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 提案上限額

金9,201,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は契約金額の上限額を示すものであり、この金額で契約を約束するものではない。

4 参加資格等

次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定にいずれも該当していない者であること。
- (2) 町税等の滞納がない者であり、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (5) 契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 令和6年10月1日以降に、「大分県市町村物品等入札参加資格共同審査協議会」による競争入札参加資格の審査結果で、登録自治体に本町が登録されている認定（「役務の提供等」の欄でシステム等の開発に関すること）を有すること。
- (7) 仕様書に記載する業務内容を実施できる能力を有しており、随時、迅速かつ具体的

な連絡・調整・協議等が可能な者であること。不慮の事故等の際にも対応できるように、複数名の業務体制を整えていること。

5 スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和7年8月 6日(水)
- (2) 質問受付期限・・・・・・・・・・令和7年8月12日(火) 17時まで
- (3) 質問への回答期日・・・・・・・・・・令和7年8月14日(木) 17時まで
- (4) 参加申込書等提出期限・・・・・・・・・・令和7年8月22日(金) 17時まで
- (5) 資格審査結果通知・・・・・・・・・・令和7年8月25日(月) 17時まで
- (6) 企画提案書等の提出期限・・・・令和7年9月 1日(月) 17時まで
- (7) プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和7年9月 8日(月) 午後
※時間等は、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。
- (8) 審査結果の通知・・・・・・・・・・プレゼンテーション翌日から2営業日以内に通知

6 質問の提出

プロポーザルに参加する意思のある者及びプロポーザルへの参加にあたり質問事項がある場合は、下記フォームにより電子申請システムにより申請すること。

- (1) 提出期限
令和7年8月12日(火) 17時まで
- (2) URL
質問事項の申請
<https://logoform.jp/form/otvy/1141685>
- (3) 提出方法
電子申請システムにより(1)の期限内に申請すること。
なお、提出期限を過ぎて申請されたものは一切受け付けない。
- (4) 質問への回答
令和7年8月14日(木) 17時までに、本町のホームページにおいて公開する。
なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

7 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数
プロポーザル参加申込者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。
書類はすべてA4サイズとすること。
 - ① 参加申込書【1部】
様式1を使用し必要事項を記載すること。
 - ② 会社概要【1部】
様式2を使用し必要事項を記載の上、会社パンフレット等があれば添付すること。
 - ② 業務体制調書【1部】
様式3を使用し必要事項を記載すること。
 - ④ 業務実績調書【1部】

様式4を使用し必要事項を記載すること。

ここに記載する実績に関しては、元請に限らず下請けでの実績や提案システム自体の実績を含めて、記載すること。（5件を上限とする。）

その他、提案システムが地方公共団体で本稼働した導入実績数を記載すること。

⑤ 誓約書【1部】

様式5を使用し必要事項を記載すること。

⑥ 機能要件一覧【1部】

別紙1を使用し必要事項を記載すること。

各機能の「対応状況」の欄に、以下の実現性を記載すること。補足説明が必要な場合は、「備考欄」に記載すること。

回答	実装可否の定義	代替手段、補足説明等欄 記載内容
○	標準機能として実装するもの	補足説明があれば記載すること。
△	代替案で実装するもの 一部対応していないが影響が 少ないもの	一部実装可能なものや将来的な展望について記載すること
×	実装不可のもの	実装不可の理由

(2) 提出期限

令和7年8月22日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

本要領13のとおり

(4) 提出方法

メールで期限内に提出し、必ず電話にて提出確認を行うこと。

また、メールでの提出後速やかに原本を郵送すること。

ファイルサイズが30MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) 資格審査結果

資格審査結果は、審査会議の2営業日以内にプロポーザル参加者に文書またはメールにて通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。

① 企画提案書【正本1部、副本9部】

企画提案書作成については、（別添1）企画提案書作成要領を参照すること。

② 見積書（任意様式）【1部】

以下の点に留意すること。

- ・本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見

積書を提出すること（任意様式）。

- ・本業務委託の見積額に加えて、令和８年度から２か年（令和８年４月から令和１０年３月）の運用保守費用の見積額を記載すること。
- ・宛名は「大分県玖珠町長」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は３（４）の提案上限額を超えないこと。

（２）提出期限

令和７年９月１日（月）１７時まで（必着）

（３）提出先

本要領１３のとおり

（４）提出方法

メールで期限内に提出し、必ず電話にて提出確認を行うこと。

また、メールでの提出後速やかに原本を郵送すること。

ファイルサイズが３０ＭＢを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するＵＲＬの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

（５）その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する経費はプロポーザル参加者の負担とする。
- ② 提案のあった企画提案書等は返却しない。
- ③ 一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。
- ④ 令和６年１０月１日以降に、「大分県市町村物品等入札参加資格共同審査協議会」による競争入札参加資格で、登録自治体に本町が登録されている認定（「役務の提供等」の欄でシステム等の開発に関すること）を有する者とする。

９ 企画提案審査

（１）審査方法

審査は、本町が別に定める委員により組織された「行政手続オンライン申請システム整備事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

（２）プレゼンテーション

① 開催日時

令和７年９月８日（月）午後

時間については、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。

② 開催方法

玖珠町役場 ３階大会議室 対面開催とし、各参加事業者２名までオンラインでの参加を可能とする。（Zoomを使用）

ただしプレゼンテーションは現地出席者が行い、オンライン出席者は、補足説明や質問への回答のみ認める。

参加ＵＲＬについては、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。

③ 企画提案の所要時間（１事業者当たり）

プレゼンテーション ４０分以内

審査委員からの質疑 約２０分間

④ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

（３）審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

（４）契約候補者の選定

各審査委員の評価点の合計が、満点の６割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者１者を契約候補者として選定する。また、評価点が高点の場合は、各審査委員の項目別評価により決定し、なお同点の場合は、審査委員による協議の上、決定するものとする。なお、プロポーザル参加者が１者の場合においても、審査会議における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の６割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。

（５）審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション翌日から２営業日以内にプロポーザル参加者に文書にて通知する。

（６）審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、プレゼンテーション翌日から２営業日以内に本町のホームページにて次の内容を公表する。

① 契約候補者の名称及び評価点

② 次点以下のプロポーザル参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

（７）その他

- ① 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続を行う。
- ② 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに本町まで連絡するとともに、書面（様式１０）により届け出ること。
- ③ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ本町の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

１０ 失格事由

以下の事由のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

（１）「４ 参加資格等」に掲げる参加資格を満たさない場合

- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 同一のプロポーザル参加者が2件以上の提案をした場合
- (4) 企画提案書等作成のために本実施要領及び仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) プロポーザル参加者に次の行為があった場合
 - ① 直接又は間接を問わず故意に審査委員への接触を求めること。
 - ② 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③ 契約候補者等選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を開示すること。
 - ④ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 1 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と本町は、企画提案の内容に基づき、協議の上で仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

本契約は、玖珠町契約規則（昭和58年玖珠町規則第17号）第8条第3項第10条の規定に該当するため、契約保証金を免除する。

1 2 その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は本町と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書等は、原則として「玖珠町情報公開条例（平成17年玖珠町条例第37号）」に基づき、情報公開の対象となる。ただし、条例により非公開とされる情報や、公開することにより事業者等の権利または利益を害するおそれのある部分は、公開の対象外とする。

1 3 提出・問い合わせ先

大分県玖珠町 総務課 情報政策班 担当者：園田、梨子木（なしき）

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

電話 0973-72-1112

E-mail jyoho@town.oita-kusu.lg.jp